

第7次NACCS基本仕様の概要 (第4回)

2020年9月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



- I 第7次NACCS更改の開発コンセプトおよび検討体制等について
- Ⅱ システムの安定稼働(システム構成等)
- Ⅲ システム処理方式関係
- IV 業務仕様
- V 最新技術の導入・各種デジタルプラットフォーム (貿易情報基盤)との連携
- VI 第7次NACCSへのシステム移行
- VII 開発スケジュール

IV 業務仕様

IV 業務仕様(1)

1. 業務仕様のあり方

- ・NACCS利用者の多くは、第6次NACCSの業務仕様をデファクトスタンダードとする自社システム構築および業務処理(RPA 活用を含む)を行っており、NACCSの業務仕様を見直した場合は、利用者に多大な影響を与える可能性がある。このため、 第7次NACCSにおいては、現行の業務フロー、業務仕様を踏まえた開発を行うこととする。
- ・開発においては、各利用者の業務の実態、国際物流における業界の立場、位置付けを十分に考慮し、必要に応じて利用状況 や利用実態等を踏まえたうえで、必要な業務仕様の見直しを行うこととする。

2. ユーザーインターフェースの見直し

・第7次NACCSでは、利用者からの改善要望を考慮し、詳細仕様においてユーザーインターフェースの見直しについて 以下の項目等の検討を行う。

<パッケージソフト>

<WebNACCS>

- ・コード入力の省力化
- 画面遷移の改善

・項目内の改行

・画面デザインの改善

3. オンライン業務の統廃合

・第7次NACCSでは、海上・航空の類似業務(見本持出関係業務・他所蔵置許可申請関係業務・貨物取扱許可申請関係業務・ S/I情報登録業務)について統合を図る。

4. システム対象業務の見直し

- ・第7次NACCSでは、プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCSでの対応が困難となっている要望について 実施の可否を検討する。併せて、新規業務の新設についても検討する。(更改後2年間の要望一覧は別紙参照)
- ・日本政府の方針として官民連携したデジタル化が推進されている現状を鑑み、ペーパーレス化・電子化の進展に寄与しない 要望案件については検討対象外とする。



【参考IV-1①】利用者アンケートを受けての課題一覧(パッケージソフト)

	項目	課 題
1	コード入力の省力化	コード体系が複雑であり、過去に入力したコードはもちろん、新規に入力するコードは業務コード集から検索する必要があり、手間となっている。
2	ACLカスタマイズ機能の操作性	ACLカスタマイズ機能は操作性の難易度が高く、一般的な利用者向けになっていない。
3	バージョンアップのタイミング	バージョンアップについては、パッケージソフトを起動時にダウンロードしていることから、迅速に業務を開始することができない。
4	バージョンアップ単位の最適化	バージョンアップは、業務単位などに分割しダウンロードからバージョンアップまで時間を要さないような仕様になっているが、貿易管理サブシステムの証明書作成ソフトについては、一括 バージョンアップとなっていることから時間がかかっている。
5	業務ツリーのカスタマイズ機能追加	業務ツリーは全利用者で同じ構造となっている。
6	古い電文の管理機能	古い電文についてはパッケージソフトで自動的にアーカイブしており、専用のメニュー画面から 復帰や削除などの操作が出来るようになっているが、長期に電文保存することでパソコンのディ スク容量を消費する要因となっている。
7	オプション設定画面	オプション画面はタブが多くなっており、複雑さを感じる要因となっている。
8	送信済みフォルダ配下へのサブフォ ルダ作成	受信フォルダ配下にサブフォルダの作成はできるが、送信済みフォルダ配下にはサブフォルダを 作成できない。
9	電文振り分け設定時の機能向上	オプション設定における電文振り分け設定は、予め受信電文一覧において振り分け先フォルダを作成しておく必要がある。
10	その他性能向上	送受信電文一覧の読み込みなど、体感的に時間を要している。

【参考IV-1②】利用者アンケートを受けての課題一覧(WebNACCS)

	項目	課 題
1	エラー表示の改善	入港前統一申請(WPT)などの複数申請を行う際、エラーがまとめて表示され、どの申請の項目かが分かりづらい。
2	自動保存機能	登録画面などには保存ボタンで入力情報を保存する機能が提供されている。一般的なWebサービスでは自動保存がスタンダードになりつつあるが、現在、この様な機能を採用していない。
3	画面遷移の改善	現在、画面遷移はメインメニュー⇔サブメニュー⇔登録画面の間を行き来することが多く、現在位置の把握や必要な画面への遷移が難しい。
4	画面デザインの改善	 ・メインメニューやサブメニューの一部にはアイコンが使われているが、単なる装飾となっている。 ・メインメニュー、サブメニューはカテゴリごとにタイトルが付与されているが、フォントサイズやフォントカラーにおいてクリック可能箇所との差が分かりづらい。 ・また、「変更」「訂正・取消」がほぼすべての業務に並んでいることが煩雑感を生んでいる。 ・業務画面におけるカテゴリータイトルには「△」「v」ボタンがあり、前後のカテゴリーにジャンプする機能となっているが、一般的にはカテゴリーの開閉に使われる事が多いデザインとなっているために誤解を招く恐れがある。

【参考Ⅳ-1③】現状の課題(一例:コード入力の省力化)

- ・画面構成が複雑で、どこに何を入力するのかが分かりにくい。
- ・コード体系が複雑なこともあり、コードを記憶していない場合、入力作業の都度 N A C C S 掲示板を参照 しなければならない場合があり、入力に手間が掛かっている。

(要望例)

- →入力するコードを簡単に探せるようにしたい。
- →過去に一度入力したコードを簡単に入力できるようにしたい。



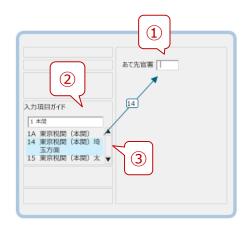
1. オートコンプリート機能

オートコンプリート機能を利用できる入力項目を拡大し、コード入力を容易にする。



2. コード検索機能

コード検索機能を同一画面内に追加し、コード入力の省力化を図る



(例) あて先官署を調べたい時

- ①「あて先官署」欄にカーソルを当てる。
- ②入力項目ガイドの検索BOXに文字を入力するとコードの候補 一覧が表示される。
- ③候補をクリックすると、画面上に値が反映される。

IV 業務仕様(1)

1. 業務仕様のあり方

- ・NACCS利用者の多くは、第6次NACCSの業務仕様をデファクトスタンダードとする自社システム構築および業務処理(RPA 活用を含む)を行っており、NACCSの業務仕様を見直した場合は、利用者に多大な影響を与える可能性がある。このため、 第7次NACCSにおいては、現行の業務フロー、業務仕様を踏まえた開発を行うこととする。
- ・開発においては、各利用者の業務の実態、国際物流における業界の立場、位置付けを十分に考慮し、必要に応じて利用状況 や利用実態等を踏まえたうえで、必要な業務仕様の見直しを行うこととする。

2. ユーザーインターフェースの見直し

・第7次NACCSでは、利用者からの改善要望を考慮し、詳細仕様においてユーザーインターフェースの見直しについて 以下の項目等の検討を行う。

<パッケージソフト>

<WebNACCS>

- ・コード入力の省力化
- 画面遷移の改善

・項目内の改行

・画面デザインの改善

3. オンライン業務の統廃合

・第7次NACCSでは、海上・航空の類似業務(見本持出関係業務・他所蔵置許可申請関係業務・貨物取扱許可申請関係業務・ S/I情報登録業務)について統合を図る。

4. システム対象業務の見直し

- ・第7次NACCSでは、プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCSでの対応が困難となっている要望について 実施の可否を検討する。併せて、新規業務の新設についても検討する。(更改後2年間の要望一覧は別紙参照)
- ・日本政府の方針として官民連携したデジタル化が推進されている現状を鑑み、ペーパーレス化・電子化の進展に寄与しない 要望案件については検討対象外とする。



【参考IV-2①】統廃合対象業務の一覧(オンライン)

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務	統合前	統合前		象 テム	統合後 業務	統合後	備考
畨	コード	業務名	業務概要	航空	海上	コード	業務名	
1	МНА	見本持出許可申請	見本持出許可申請を行う。		0	MHA	申請	見本持出関係業務を、海空統一の業
2	ММА	見本持出許可申請		0				務へ統合する。 入力項目の大半が 同じため
3	МНС		システムにより行われた見本持出 許可申請の取消し、または当該申		0	MHC	見本持出許可 申請取消	
4	ММС	見本持出許可申請取消	請に基づく許可の取消しを行う。	0				
5	MHE	了	システムにより行われた見本持出 許可申請が「書類審査扱い」に選定 された場合に、当該申請について		0	MHE	見本持出許可 申請審査終了	
6	MME		審査が終了した旨を登録する。こ れにより見本持出許可となる。	0				
7	МНО	見本持出確認登録	「見本持出許可申請」業務により 登録され許可となった見本を一時		0	МНО	見本持出確認 登録	
8	ММО	見本持出確認登録	持出した場合に、その旨を登録する。また一時持出した旨を取り消す場合も本業務で行う。	0				

【参考IV-2②】統廃合対象業務の一覧(オンライン)

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務 コード	統合前 業務名	統合前業務概要	対 シス 航空	テム	統合後 業務 コード	統合後業務名	備考
1	TYC		保税地域に置くことが困難または著しく不適当な貨物について、関税法第30条第1項第2号に定める「他所蔵置場所への搬入」を行う場合は、本業務により他所蔵置許可申請を行う。		0		申請	他所蔵置許可申請 関係業務を、海空 統一の業務へ統合 する。 入力項目の大半が
2	TZC	他所蔵置許可申請	また、申請内容の訂正を行うこともできる。本業務入力時に併せて貨物の指定地外積卸申請を行うことができる。	0				同じため
3	TYC11		他所蔵置許可申請に係る許可前の訂 正呼出し、許可後の期間延長申請呼 出しを行う。また、他所蔵置許可申		0		他所蔵置許可 申請呼出し	
4	TZC11	他所蔵置許可申請呼出 し	請情報照会についても本業務で行う。	0				
5	TYE	他所蔵置許可期間延長 申請	他所蔵置許可期間延長申請を行う。		0		他所蔵置許可 期間延長申請	
6	TZE	他所蔵置許可期間延長 申請		0				
7	CEY	長)申請審査終了	許可前の他所蔵置許可申請に対して、 審査が終了した旨を登録し他所蔵置 許可を行う。また、他所蔵置許可申		0	OL 1	他所蔵置許可 (期間延長)申 請審査終了	
8	CEZ	長)申請審査終了	請を許可しない旨の登録、申請撤回 または取消しも本業務で行うことが 可能である。他所蔵置許可期間延長 申請に対して、期間延長の承認を行 う。	0				

【参考Ⅳ-2③】統廃合対象業務の一覧(オンライン)

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務 コード	統合前業務名	統合前 業務概要	対 シス 航空	テム	統合後 業務 コード	統合後業務名	備考
1	CHD		保税蔵置場等に蔵置されている貨物 について、関税法第40条第2項にい う見本の展示、簡単な加工及びその		0	CHD	申請	貨物取扱許可申請 関係業務を、海空 統一の業務へ統合
2	AHD		他これらに類する行為を行う場合に、 貨物取扱許可申請を行う。	0				する。(入力項目の 大半が同じため
3		終了	システムにより行われた貨物取扱許可申請が「書類審査扱い」に選定された場合に、当該申請について審査が		0	CHE	貨物取扱許可 申請審査終了	
4		貝物以扱計り中調番宜 ぬっ	た場合に、当該中間に りいて番鱼が終了した旨を登録する。これにより 貨物取扱許可となる。	0				
5	SHC		システムにより行われた貨物取扱許 可申請の取消し、または、許可の取 消しを行う。		0	SHC	貨物取扱取消	
6	АНН	貨物取扱許可申請取消	ло ^т етту»	0				
7	CHI		「貨物取扱許可申請」業務で登録され た取扱いについて、取扱いが終了し		0	CHI	貨物取扱結果 通知	
8	AHI	貨物取扱結果通知(貨 物取扱許可申請)	た旨を通知する。 - -	0				
9	SIR	情報登録	輸出しようとする貨物の貨物情報の 登録に先立ち、当該貨物のS/I情報を 登録し、貨物の運送(輸出)を指示す		0	SIR		S/I情報登録業務を海空統一の業務へ統合する。
10	EIR	S/I情報登録	ె	0				入力項目の大半が 同じため

IV 業務仕様(1)

1. 業務仕様のあり方

- ・NACCS利用者の多くは、第6次NACCSの業務仕様をデファクトスタンダードとする自社システム構築および業務処理(RPA 活用を含む)を行っており、NACCSの業務仕様を見直した場合は、利用者に多大な影響を与える可能性がある。このため、 第7次NACCSにおいては、現行の業務フロー、業務仕様を踏まえた開発を行うこととする。
- ・開発においては、各利用者の業務の実態、国際物流における業界の立場、位置付けを十分に考慮し、必要に応じて利用状況 や利用実態等を踏まえたうえで、必要な業務仕様の見直しを行うこととする。

2. ユーザーインターフェースの見直し

・第7次NACCSでは、利用者からの改善要望を考慮し、詳細仕様においてユーザーインターフェースの見直しについて 以下の項目等の検討を行う。

<パッケージソフト>

<WebNACCS>

- ・コード入力の省力化
- 画面遷移の改善

・項目内の改行

・画面デザインの改善

3. オンライン業務の統廃合

・第7次NACCSでは、海上・航空の類似業務(見本持出関係業務・他所蔵置許可申請関係業務・貨物取扱許可申請関係業務・ S/I情報登録業務)について統合を図る。

4.システム対象業務の見直し

- ・第7次NACCSでは、プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCSでの対応が困難となっている要望について 実施の可否を検討する。併せて、新規業務の新設についても検討する。(更改後2年間の要望一覧は別紙参照)
- ・日本政府の方針として官民連携したデジタル化が推進されている現状を鑑み、ペーパーレス化・電子化の進展に寄与しない 要望案件については検討対象外とする。



Ⅳ 業務仕様(2)

5. 管理統計資料の見直し

- ・第7次NACCSでは、利用者要望を踏まえ、以下のような機能拡張について詳細仕様において検討する。
 - ①自動ダウンロード機能
 - ②項目追加
 - ③列の並べ替え・項目削除
 - ④集計単位の自由設定
 - ⑤集計対象期間の自由設定

6. EXC(非同期)型電文の対象見直し

- ・第7次NACCSでは、非同期電文であるEXC型電文の内、下記の通り申告等の入力端末が特定できる場合は、原則、 申告入力端末へ出力するEXZ型電文に変更する。
 - 1. 開庁時申告時や共同利用端末からの申告時についても、通常申告通りEXZ型電文として 申告端末に出力する様に 変更する。
 - 2. 申込業務に対する回答通知をEXZ型電文として申込端末に出力する。

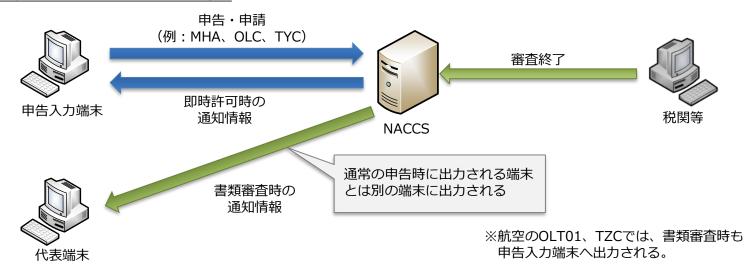
7. 貨物状況通知サービスの提供

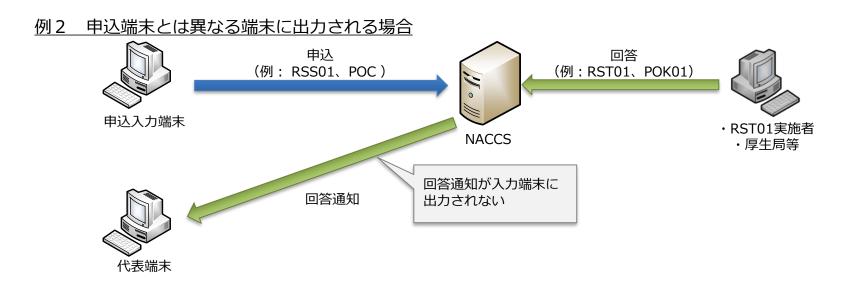
- ・第7次NACCSでは、事前登録した対象貨物について貨物状況をリアルタイムに通知するサービスの提供を検討する。
- ・陸運業者等のNACCS非利用者を対象とするサービスについて、モバイル端末(スマートフォン等)アプリの提供を検討する。



【参考IV-3①】EXC型電文の出力先(戻り先)の概要

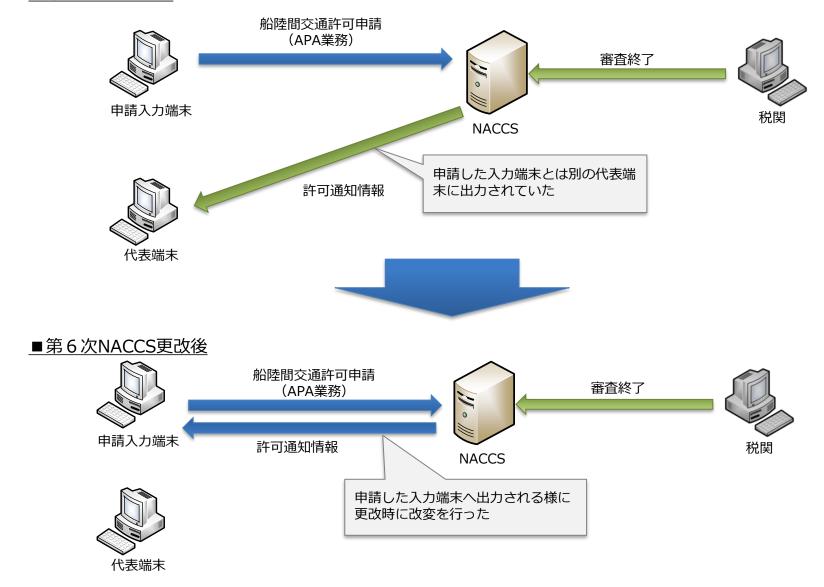
例1 通常時の出力先とは異なる場合





【参考IV-3②】第6次NACCSにおけるEXC型からEXZ型への変更例

■第5次NACCS時



Ⅳ 業務仕様(2)

5. 管理統計資料の見直し

- ・第7次NACCSでは、利用者要望を踏まえ、以下のような機能拡張について詳細仕様において検討する。
 - ①自動ダウンロード機能
 - ②項目追加
 - ③列の並べ替え・項目削除
 - ④集計単位の自由設定
 - ⑤集計対象期間の自由設定

6. EXC(非同期)型電文の対象見直し

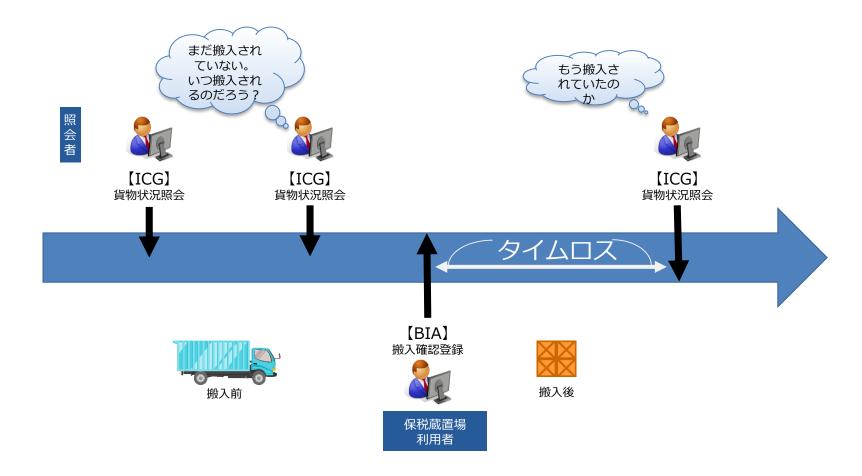
- ・第7次NACCSでは、非同期電文であるEXC型電文の内、下記の通り申告等の入力端末が特定できる場合は、原則、 申告入力端末へ出力するEXZ型電文に変更する。
 - 1. 開庁時申告時や共同利用端末からの申告時についても、通常申告通りEXZ型電文として 申告端末に出力する様に 変更する。
 - 2. 申込業務に対する回答通知をEXZ型電文として申込端末に出力する。

7. 貨物状況通知サービスの提供

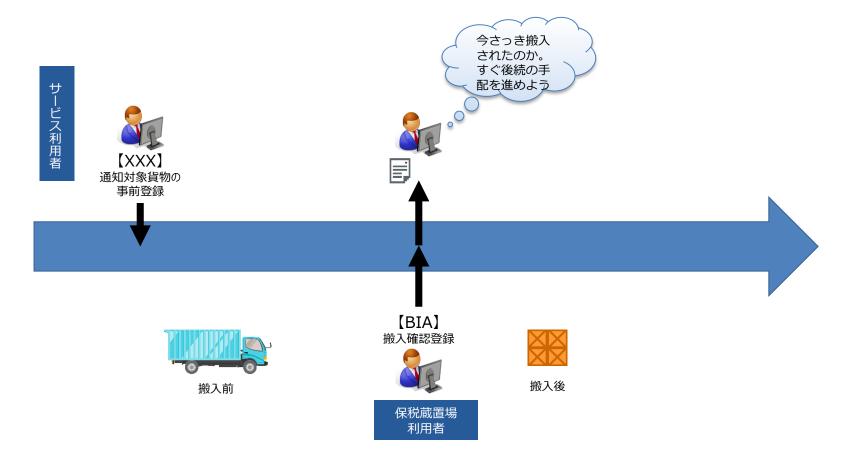
- ・第7次NACCSでは、事前登録した対象貨物について貨物状況をリアルタイムに通知するサービスの提供を検討する。
- ・陸運業者等のNACCS非利用者を対象とするサービスについて、モバイル端末(スマートフォン等)アプリの提供を検討する。



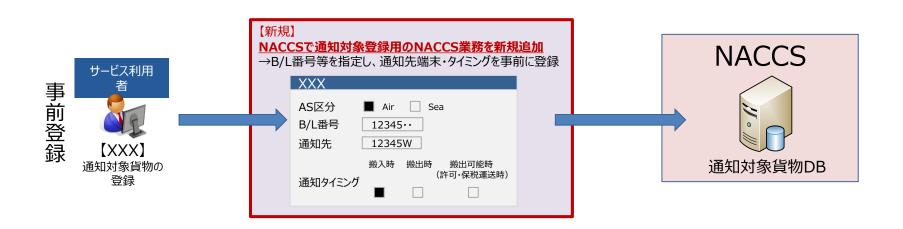
照会業務は業務実施時点の貨物状況を把握できるメリットがあるが、貨物搬入時等の反映時点でリアルタイムに状況を照会する術がなく、都度照会を実施している。

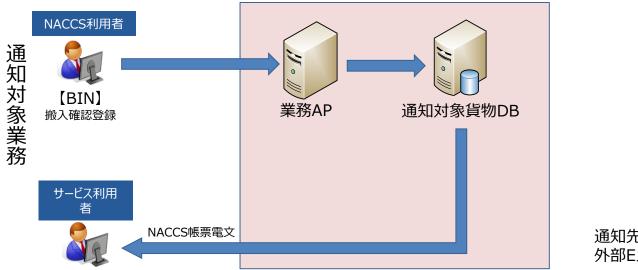


通知を必要とする対象貨物を事前に登録しておき、搬入時や許可時の業 務と同時に事前登録者宛てにその旨を通知する機能を新設する。



【参考IV-4③】通知サービスのシステム概要(NACCS利用者向け)(案)



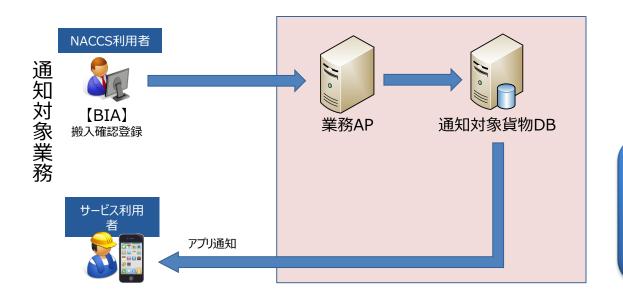


通知先をNACCS端末ではなく、 外部Eメールへの通知とするかは要検討

【参考IV-4④】通知サービスのシステム概要(非NACCS利用者向けモバイルアプリ版)(案)

※セキュリティが担保できる前提





簡易的な通知内容

通知サービスからの通知内容(案)

AS区分:Sea 輸出入区分:輸入

番号: NACU1905TYO1

状況:貨物搬入 蔵置場:1AWAB

Ⅳ 業務仕様(3)

8. ACL情報登録業務の改善

- ・第7次NACCSにおいては、プログラム変更要望等も踏まえ、以下のような改善を詳細仕様において検討する。
 - ①品名欄の改行
 - ②従来禁則文字であった「 (アンダーバー) | 「~(チルダ) | 等の入力可能
 - ③品名が2つ以上入力された場合の電文分割の解消
 - ④入力項目の追加や未入力チェック項目の充実
 - ⑤輸出者等を出力先として追加
 - ⑥アタッチシートの取扱いの見直し

9. 輸出コンテナ総重量証明(VGM)対応

- ・2019年8月5日 国土交通省で開催された「サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)」において同省海事局より、2020年末のサイバーポート構築前にVGMの電子的な情報伝達を可能にするべく、関係法令等を改正する方針が示されたことより、NACCSとサイバーポートの両者において同一業務を重複開発することは合理的でないという観点から、第7次NACCSでのVGM対応は見送ることとする。
- ・今後、サイバーポートを含む各種プラットフォームの動向を見守りつつ必要に応じ議論を再開することとする。

10. 海上シングルウィンドウ業務(入出港業務)の見直し

・第6次NACCSより利用者(船舶代理店)からの強い要望を受け、海上入出港業務のWeb化(WebNACCSの提供)は 達成されたが、依然としてWebNACCSに関するプログラム変更要望が非常に多いこともあり、利用者の利便性向上を 図ることにより、入出港業務の更なる電子化・ペーパーレス化の促進に向けた検討を行う。

11. 船会社船舶受委託関係の見直し

- ・NACCS不参加船社に関する受委託設定を迅速かつ適切に行えるよう、船舶代理店でも設定業務を実施可能とする検討を行う。
- ・不必要な受委託登録を行わないように周知すると共に受委託登録情報の整理を検討する。



【参考IV – 5】受委託対象業務一覧

業務コード	業務名
VTX01/WBX	船舶運航情報登録
VTX02/WBX	乗組員情報登録
VTX03/WBX	旅客情報登録
VTX04/WBX	船用品情報登録
VTX11/WBX	船舶運航情報登録呼出し
VTX12/WBX	乗組員情報登録呼出し
VTX13/WBX	旅客情報登録呼出し
VTX14/WBX	船用品情報登録呼出し
VPX/WPT	入港前統一申請
VIX/WIT	入港届等
TPC/WPC	とん税等納付申告
VMR/WMR	移動届
CPC/WCP	不開港出入許可申請
VOX/WOT	出港届等
IVS/WVS	入出港届等照会
CLR	船積情報登録
CCL	船積確認登録
IAL	船積情報照会
IAC	船積情報登録状況照会
MFR	積荷目録情報登録
MFR11	積荷目録情報登録呼出し
MFI	積荷目録情報登録(一括)
CMF01	積荷目録情報訂正(積荷目録提出業務前)
CMF02	積荷目録情報訂正(積荷目録提出業務後)
CMF03	積荷目録情報訂正(次港卸港の追加)

業務コード	業務名
CMF11	積荷目録情報訂正呼出し (積荷目録提出業務前)
CMF12	積荷目録情報訂正呼出し(積荷目録提出業務後)
CMF13	積荷目録情報訂正呼出し(次港卸港の追加)
DMF	積荷目録提出
PID	到着確認登録
DOR	輸入貨物荷渡情報登録(ID登録)
IMI/IMIOW	積荷目録状況照会
AMR	出港前報告
CMR	出港前報告訂正
CMR11	出港前報告訂正呼出し
DNC	船卸許可申請
DNC11	船卸許可申請呼出し
BLL	出港前報告B/L関連付け
CMV	出港前報告船舶情報訂正
IAR	出港前報告照会
IML	出港前報告一覧照会
ICG/ICG0W	貨物情報照会
KPC01/WKC	船舶・航空機資格変更届
KPC/WKS	船舶・航空機資格変更届呼出し
IKP/WKP	船舶・航空機資格変更届照会
DCR	危険物明細受付締切日登録
DLR	危険物積荷一覧情報出力

: 入出港業務



Ⅳ 業務仕様(4)

12. 法人番号による業務対応

- ・JASTPROコード等と紐付けをしていない法人番号での業務対応について、以下の課題を整理し、第7次NACCSでは そのあり方について改めて検討する。
 - ①リアルタイム口座・包括保険の利用対応
 - ②英字社名、住所等の補完機能

など

13. 利用申込手続きの改善

- ・第7次NACCSでは、新規利用申込時の2段階申込手続きを見直し、スムーズな利用開始や期間短縮を図ることを検討する。
- ・システム設定に関するU業務を充実させ、利用者側で設定更新を可能とすることを検討する。
- ・これらを実現するために、NACCSとNSSの連携をより強化する。

14. 税関関係業務の見直し

・税関関係業務については、より迅速かつきめ細かな通関時審査を実現するため、新規業務の新設や汎用申請業務の 利便性向上および個別業務化等を検討する。

15. その他

・今後、制度改正等に伴う業務仕様の見直しが発生した場合については、詳細仕様の検討において追加的に検討する。



申告業務等での入力時補完機能等を下記表に整理する。

		カコート	での条	件	NACCSにおける処理				理		
利用コード	法人番号	J A S I T F P R O	税関発給コード	紐付け有無	法人番号変換処理	英文自動補完	英字社名等手入力	評価 担保	口座 ・ 包括 保険	社名・住所の更新	備考
法人番号 【13桁】 例:1234567890123	入力	無	無	-	-	無	要	利用可能	利用不可	-	・評価/担保については、法人番号に直接登録することにより利用可能。 ・リアルタイム口座・包括保険を利用する場合は、JASTPROを通して 法人番号および英語の社名および住所の登録が必要。
法人番号 [13桁]	入 力	有	-	有	-	有	不要	利用可能	利用可能	可	
例: 1234567890123(13桁) 【17桁 =13桁+4桁(枝番)】 例: 1234567890123-0000	入力	-	有	有	-	有	不要	利用可能	利用可能	不可	・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が 無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必須。また、引き続き変 更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きは行わな い為、新社名等と法人番号の紐付け登録作業をJASTPRO経由で行うことが必 要。
J A S T P R O コード 【8桁】 例: P0012345	有	入 力	_	有	有	有	不要	利用可能	利用可能	可	
【12桁 = 8桁+ 4桁(枝番)】 例:P0012345-0000		カ		無	_	-	-	_	_	可	・法人番号との紐付けが無いため、JASTPROコードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。 ・社名・住所の更新は、JASTPROコード上の登録情報のみ可能。
税関発給コード 【12桁】 例:10012345-0000	有	-	入力	有	有	有	不要	利用可能	利用可能	不可	・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必須。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐付け登録作業をJASTPRO経由で行うことが必要。

法人番号利用における課題は主に以下が考えられる。

- ■JASTPROコード等と紐付けをしていない法人番号でのリアルタイム口座・ 包括保険の利用が出来ない
 - コード番号存在チェック等の見直しが必要。
- ■申告業務等での英字社名・住所等の補完
 - 現状の課題を下記に整理。

NO	項目	課題等	備考
1	英字社名・住所等の情報	・JASTPROより提供を受けている	
2	法人番号に付随する情報	・国税庁提供の英字社名・住所情報は、任意登録制 (内容は登録者の入力依存) ・桁数、使用可能文字等がNACCSの仕様と異なる ・電話番号の情報がなく住所は本社のみ	当該付随する情報は、第6 次NACCS稼働後に国税庁 において機能追加されたた め、NACCSでは取り込み の対象外となっている
3	情報登録・管理機構	・JASTPROと同様な情報登録・管理する機構が 必要	
4	枝番管理	・JASTPRO等に紐付かない法人番号の枝番管理が できない	

IV 業務仕様(4)

12. 法人番号による業務対応

- ・JASTPROコード等と紐付けをしていない法人番号での業務対応について、以下の課題を整理し、第7次NACCSでは そのあり方について改めて検討する。
 - ①リアルタイム口座・包括保険の利用対応
 - ②英字社名、住所等の補完機能

など

13. 利用申込手続きの改善

- ・第7次NACCSでは、新規利用申込時の2段階申込手続きを見直し、スムーズな利用開始や期間短縮を図ることを検討する。
- ・システム設定に関するU業務を充実させ、利用者側で設定更新を可能とすることを検討する。
- ・これらを実現するために、NACCSとNSSの連携をより強化する。

14. 税関関係業務の見直し

・税関関係業務については、より迅速かつきめ細かな通関時審査を実現するため、新規業務の新設や汎用申請業務の 利便性向上および個別業務化等を検討する。

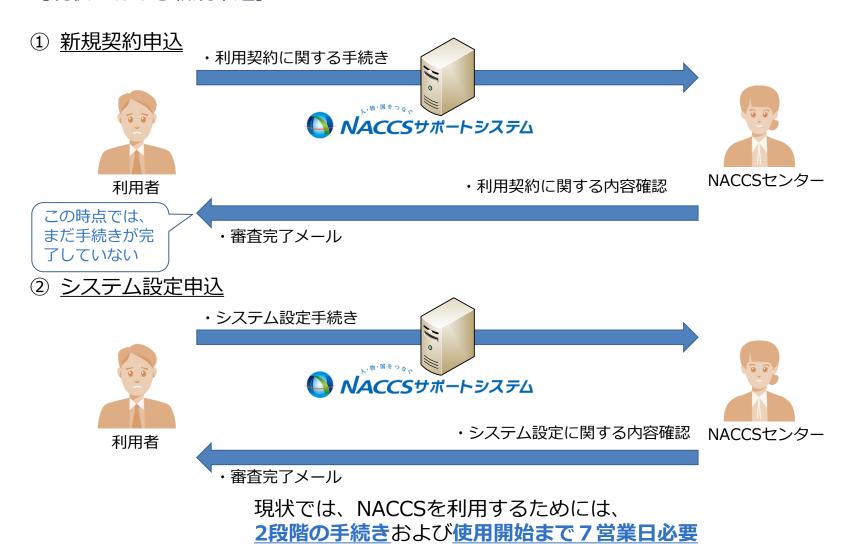
15. その他

・今後、制度改正等に伴う業務仕様の見直しが発生した場合については、詳細仕様の検討において追加的に検討する。



【参考Ⅳ-7①】利用申込手続きのイメージ(現行:新規申込)

【現状における新規申込】



【参考Ⅳ-7②】利用申込手続きのイメージ(現行:システム設定変更手続き)

【現状におけるシステム設定】 システム設定変更申込





・審査完了メール

現状では、システム設定変更に最短4営業日必要



【第7次NACCSにおけるシステム設定】 システム設定変更



※:設定内容によっては、翌日反映の場合もあり

【参考Ⅳ-7③】利用申込手続きのイメージ(新規申込(案))

【第7次NACCSにおける新規申込】

① 新規契約申込→新規契約申込だけでNACCSの利用可能



※即時反映(設定内容によっては、翌日反映の場合もあり)



2段階の手続きの見直しにより、使用開始までの期間短縮



IV 業務仕様(4)

12. 法人番号による業務対応

- ・JASTPROコード等と紐付けをしていない法人番号での業務対応について、以下の課題を整理し、第7次NACCSでは そのあり方について改めて検討する。
 - ①リアルタイム口座・包括保険の利用対応
 - ②英字社名、住所等の補完機能

など

13. 利用申込手続きの改善

- ・第7次NACCSでは、新規利用申込時の2段階申込手続きを見直し、スムーズな利用開始や期間短縮を図ることを検討する。
- ・システム設定に関するU業務を充実させ、利用者側で設定更新を可能とすることを検討する。
- ・これらを実現するために、NACCSとNSSの連携をより強化する。

14. 税関関係業務の見直し

・税関関係業務については、より迅速かつきめ細かな通関時審査を実現するため、新規業務の新設や汎用申請業務の 利便性向上および個別業務化等を検討する。

15. その他

・今後、制度改正等に伴う業務仕様の見直しが発生した場合については、詳細仕様の検討において追加的に検討する。



① 新規業務の追加及び個別業務化

項番	概要	内容
1	システム化されていない税関 手続のシステム化	減免税業務について、再輸入免税が適用される通い容器の管理・裏落としを可能とする包括容器照会業務の新設及び再輸出免税(定率法第17条)が適用される貨物において、輸入時に任意で指定した日に輸入者等にアラートが表示される機能の追加を検討する。
2		関税暫定措置法第8条に基づく加工又は組立のために輸出された貨物を原材料とした 製品の減税手続きについて、交付用書類の提出・交付を可能とする業務の新設及び裏 落としの管理業務の新設を検討する。
3		石油石炭税法第15条に基づく特例納付について、システム化を検討する。
4	汎用申請業務の個別業務化	システムを使用した申告又は申請等の撤回の申し出並びに許可又は承認等された内容に係る変更については、汎用申請業務の「NACCS登録情報変更申出」又はマニュアルで申し出を行っているが、個別業務化を検討する。
5		包括評価申告について、包括評価申告の管理(登録、変更、撤回、呼び出し)を可能 となるよう、個別業務とすること及び包括評価申告書の申請者への交付機能の追加を 検討する。

【参考Ⅳ-8②】税関関係業務の見直し(輸出入通関)

② 業務の見直し及び運用方法の変更

項番	概要	内容
1	納付方式の追加	関税・地方消費税等の納付について、クレジットカードや電子マネー等が利用可能と なるよう検討する。
2	修正申告の審査業務 効率化	修正申告業務の審査業務効率化のため、以下の検討を行う。 ・「修正申告事項登録」(AMA)業務に、税関への確認を要するかどうかの項目 (税関確認項目)を設けること及び当初申告との関連付けを可能とすることを検討する。 ・税関による修正申告事項登録内容に対する内容確認(審査)終了を行う業務の 新設を検討する。
3	NACCS利用者の拡充	NACCSの非利用者(輸入者等)が「添付ファイル登録」(MSB)業務等(あるいは類似の機能)をインターネット回線で利用可能とすることを検討する。また、税関からNACCSの利用者又は非利用者(輸入者等)へ添付ファイルを送付できる機能の追加を検討する。
4	税関審査の高度化	税関の審査について高度化し、自動で審査終了する等の業務運用の効率化を検討する。 ※審査の高度化により、一部の申告系業務(IDC、EDC等)については、審査区分を 払い出す業務処理時間が1秒以上かかる(平均)状況が発生する。

【参考Ⅳ-8③】税関関係業務の見直し(輸出入通関)

③輸出入申告における入出力項目の見直し

項番	概要	内容
1	「輸入申告事項登録」 (IDA)業務の入力欄追加等	輸入通関手続の所要時間調査の際、システムで一貫して情報収集するため、税関調査 用符号項目の増加を検討する。
2		輸入申告共通部の「包括評価受理番号」欄の増加及び税額計算機能の修正を検討する。
3		解除条件付き減免税(定率法第17条、暫定措置法第4条等)に係る使用場所欄の追加 を検討する(郵便番号、住所、使用者名等を想定)。
4		減免税に係る事前教示番号の入力欄の追加を検討する。
5	輸出入申告時の郵便番号から 住所自動出力機能の追加	輸出入申告において、入力された郵便番号に基づき住所を自動出力する機能の追加を 検討する。
6	AEO相互承認用コードの自動 変換	輸出入申告において、仕向人コード(輸出申告)・仕出人コード(輸入申告)欄に、 相手国のAEO事業者に係る「相互承認用コード」を入力することで、システムに登録 されている名称・住所等の自動補完の実現を検討する。

【参考Ⅳ-8④】税関関係業務の見直し(航空保税・貨物)

① 新規業務の追加

項番	概要	内容
1	保税地域等の許可・承認等に係る業 務の新設	保税地域及び承認工場の許可、承認、並びに保税地域に係る承継に係る業務に ついての許可・承認業務の新設を検討する。
2	航空貨物に係る動物検疫/植物防疫/ 燻蒸指示/検疫(食品)の検査時に おける保税運送(所謂ラウンド運 送)のシステム対応	現在システム対応していない航空貨物に係る動物検疫/植物防疫/燻蒸指示/検疫 (食品)の検査時における保税運送(所謂ラウンド運送)に関して、システム 化を検討する。 また、現行の保税運送業務で行っている「包括保税運送」や「管理資料の作 成」なども対象に検討する。

② 業務の見直し及び運用方法の変更

項番	概要	内容
1	航空貨物に係る事前報告制度の運用 改善	航空貨物に係る事前報告制度の効率的運用を目的とした業務の新設等を検討する。

【参考Ⅳ-8⑤】税関関係業務の見直し(航空保税・貨物)

③ 利便性向上に向けた業務の見直し

項番	概要	内容
1	航空貨物事前報告業務に係る二重業 務の解消	「積荷目録事前報告(ハウス)(HDM01)」業務と「HAWB情報登録(輸入) 呼出し(HCH)」業務との連携について検討する。
2	航空旅客及び貨物の事前報告に関し 外国からのNACCSへの直接報告の 可能化	外国からでも航空旅客及び貨物の事前報告をNACCSに直接報告を行うことが可能となるよう検討する。

【参考Ⅳ-8⑥】税関関係業務の見直し(海上保税・貨物)

① 新規業務の追加及び個別業務化

項番	概要	内容
1	保税地域等の許可・承認等に係る 業務の新設	保税地域及び承認工場の許可、承認、並びに保税地域に係る承継に係る業務に ついての許可・承認業務の新設を検討する。
2	汎用申請業務の個別業務化	船用品等情報の登録について、NACCS業務の新設を検討する。

② 業務の見直し及び運用方法の変更

項	番	概要	内容
	1	船舶旅客に係る事前報告制度の見直 し	船舶旅客に係る事前報告制度の見直しにあわせて、業務の新設や報告項目の追 加等を検討する。

【参考Ⅳ-8⑦】税関関係業務の見直し(海上保税・貨物)

③ 船舶関連情報の管理方法の見直し

項番	概要	内容
1	船舶情報の管理方法の見直し	船舶情報の管理について、「信号符字(コールサイン)」による管理からIMO番号による管理への変更を検討する。
2	船舶運航情報の管理方法の見直し	船舶運航情報、入港前統一申請、入港届、出港届が正しい関連付け状態になる よう、各申請の入力画面及び入力チェックを変更することを検討する。
3	船舶運航情報における本邦寄港地の 登録可能数の変更	船舶運航情報における本邦寄港地を10件以上登録可能となるよう検討する。

④ 利便性向上に向けた業務の見直し

項番	概要	内容
1	船舶関連情報に係る入力項目の見 直し	船舶基本情報等の船舶関連情報に係る項目について見直しを検討する。
2	コンテナ扱い以外への利用拡充	コンテナ扱いでない貨物についても、輸入申告中の保税運送が可能となる機能 の実装を検討する。

IV 業務仕様(4)

12. 法人番号による業務対応

- ・JASTPROコード等と紐付けをしていない法人番号での業務対応について、以下の課題を整理し、第7次NACCSでは そのあり方について改めて検討する。
 - ①リアルタイム口座・包括保険の利用対応
 - ②英字社名、住所等の補完機能

など

13. 利用申込手続きの改善

- ・第7次NACCSでは、新規利用申込時の2段階申込手続きを見直し、スムーズな利用開始や期間短縮を図ることを検討する。
- ・システム設定に関するU業務を充実させ、利用者側で設定更新を可能とすることを検討する。
- ・これらを実現するために、NACCSとNSSの連携をより強化する。

14. 税関関係業務の見直し

・税関関係業務については、より迅速かつきめ細かな通関時審査を実現するため、新規業務の新設や汎用申請業務の 利便性向上および個別業務化等を検討する。

15. その他

・今後、制度改正等に伴う業務仕様の見直しが発生した場合については、詳細仕様の検討において追加的に検討する。



第7次NACCS基本仕様に関する ご意見・ご質問等につきましては、 下記メールアドレス宛にご連絡願います。 ↓

setsumeikai-v7@naccs.jp

第7次NACCS基本仕様に関する「更改専門部会・WG」における議論の内容や「基本仕様書」本文につきましては、 以下NACCS HPに掲載しておりますので、 是非一度ご参照下さい。

https://www.naccs.jp/archives/7g_naccs/index.html

次回は

- V 最新技術の導入・各種デジタルプラットフォーム (貿易情報基盤)との連携
 - VI 第7次NACCSへのシステム移行

VII 開発スケジュール

です。

